

相続税法 解答速報

第 76 回税理士試験 相続税法解答速報（令和 8 年 8 月 5 日 現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。
また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1 （25 点）

(1)

① 贈与税の課税関係

個人 A は、時価 1,000 万円の土地を 200 万円で個人 B に譲渡しているため、その差額 800 万円について、その土地の譲渡があった時に個人 B が個人 A から贈与により取得したものとみなされ、その差額 800 万円に対して贈与税が課される。

② 低額譲受益

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、その財産の譲渡があった時において、その財産の譲渡を受けた者が、その対価とその譲渡があった時におけるその財産の時価との差額に相当する金額をその財産を譲渡した者から贈与により取得したものとみなす。

(2)

① 贈与税の課税関係

個人 A が同族会社 C に対して著しく低い価額で土地を譲渡したことにより会社の純資産価額が増加し、その結果、唯一の株主である B の保有株式の価額が 500 万円増加している。

この株式価額の増加 500 万円は、個人 B が個人 A からその他の利益を受けたものと認められるため、個人 B は 500 万円を個人 A から贈与により取得したものとみなされ、その 500 万円について贈与税が課される。

② その他の利益の享受益

一定のみなし規定に該当する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、その利益を受けた時において、その利益を受けた者が、その利益を受けた時におけるその利益の価額に相当する金額をその利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす。

問 2 (25 点)

1. 相続税の課税価格

① 令和 5 年 4 月及び令和 6 年 4 月の贈与

個人 Y は、個人 X の相続について放棄し、財産等を取得していないが、個人 X から相続時精算課税適用財産を贈与により取得しているため、この相続時精算課税適用財産を遺贈により取得したものとみなして相続税が課税される。このようなことから令和 5 年 4 月及び令和 6 年 4 月の贈与については、生前贈与加算の規定が適用される。

この場合令和 5 年 4 月の贈与は相続開始前 3 年（経過措置）を超える贈与のため生前贈与加算の対象とならないが、令和 6 年 4 月の贈与は相続開始前 3 年（経過措置）以内の贈与のため、贈与時の価額 500 万円を相続税の課税価格に加算し、加算後の金額を相続税の課税価格とみなす。

② 令和 7 年 8 月の贈与

相続時精算課税に係る贈与のため贈与時の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額を相続税の課税価格に算入する。

しかし、令和 8 年 5 月に災害によりこの建物が相当の被害を受け、令和 8 年 9 月に相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例の承認を税務署長から受けていることから、贈与時の価額 2,500 万円から被災価額 500 万円及び相続時精算課税に係る基礎控除額 110 万円を控除した残額 1,890 万円を相続税の課税価格に算入する。

③ 令和 8 年 4 月の贈与

相続時精算課税適用者は、特定贈与者からの贈与により取得する財産については、その届出書に係る年分以後、相続時精算課税により、贈与税額を計算することとなるため相続時精算課税に係る基礎控除額 110 万円を控除した 690 万円を相続税の課税価格に算入する。

④ 相続税の課税価格

上記①～③により個人 Y の相続税の課税価格は $500 \text{ 万円} + 1,890 \text{ 万円} + 690 \text{ 万円} = 3,080 \text{ 万円}$ となる。

2. 関連する条文

① 生前贈与加算

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続開始前 7 年以内にその被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産（贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの（相続時精算課税適用財産を除く。）に限る。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。

② 相続時精算課税に係る相続税額の特例

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限までの間に災害（震災、風水害、火災その他一定の災害をいう。）によって相当の被害を受けた場合（その相続時精算課税適用者がその土地又は建物をその贈与を受けた日からその災害が発生し

た日まで引き続き所有していた場合に限る。)において、その相続時精算課税適用者が、贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける相続時精算課税に係る相続税額の規定の適用については、土地又は建物の贈与の時点における価額からその災害により被害を受けた部分に対応するものとして計算した金額を控除した残額を相続税の課税価格に加算又は算入する。

③ 相続時精算課税の継続適用

特定贈与者からの贈与により取得する財産については、その届出書に係る年分以後、相続時精算課税により、贈与税額を計算する。

④ 相続時精算課税に係る相続税額

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、その特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産をその特定贈与者から相続（その相続時精算課税適用者がその特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして相続税を課する。

この場合において、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、贈与の時点における価額とし、相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額とする。



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一歩を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8月11日 (火・祝)
11:00~

 桑原先生・中村先生・熊取谷先生
穂坂先生・福山先生・榊先生・佐藤先生

税法科目

8月11日 (火・祝)
14:00~

 桑原先生・山本先生・田中先生
榊先生・小出先生

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube 🔍



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2026/9/30 (水)正午まで

